

ヘーグ協定及びロカルノ協定加盟に向けた検討項目

I 我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の是非の検討

近年、我が国企業が国際展開をはかる中、各国で製品デザインを保護するために、安価で簡便な手続で保護が可能な意匠の国際登録システムであるヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の要望が高まっている。(平成23年企業アンケートで約6割の企業が加盟を要望している)

ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際の主な課題(下記にあげる具体的な対応項目)について、加盟前又は加盟後速やかに対応し、解決していくことを条件として、我が国は、近年中にヘーグ協定ジュネーブアクトへ加盟するべきではないか。

II ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に向けた具体的な対応

<国際出願に関する対応>

1. 複数意匠一出願制度について

複数意匠一出願制度は、出願手続と権利の維持管理の負担軽減になり、2意匠目以降の料金が割安になればより負担軽減になる。国内制度で導入する場合、諸々の課題があることを考慮しつつ制度設計をする必要があるのではないかな。

2. 公開繰延べ制度と早期審査着手(秘密の写しの受理)について

公開時期を調整できる公開繰延べ制度は、我が国企業に有益側面があり、導入する方向で検討すべきではないか。
公開後の補償や秘密の写しを利用した早期審査着手の導入の是非を検討するべきではないか。

3. 国際出願に対する新規性の喪失の例外の適用について

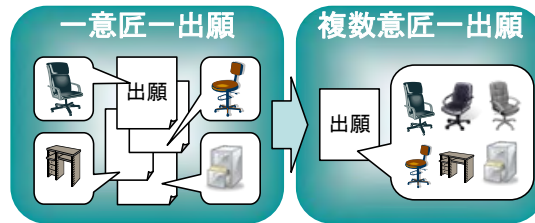
国際出願での新規性の喪失の例外適用を認める場合、制度の公平性からして国内出願同様の手続が望ましい。今後、国内制度改正議論との整合性も加味しながら検討を進めるべきではないか。

4. 関連意匠制度、部分意匠制度の対応について

国際出願での関連意匠出願を認め、国内出願と国際出願との間の登録も認めるべきではないか。権利内容が特定できることを条件として、部分意匠制度の適用を認めるべきではないか。
ただし、国際出願と国内出願の願書の記載要件が相違することに留意する必要がある。

5. 図面の提出要件緩和について

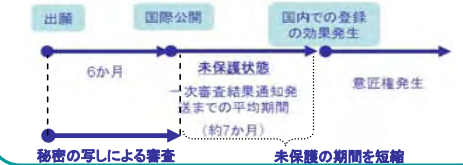
国際調和を念頭に多様化や緩和の是非を検討し、それを国際出願にも適用する必要があるのではないかな。



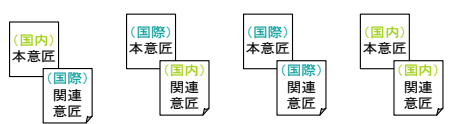
公開繰延べ、早期公開の利用



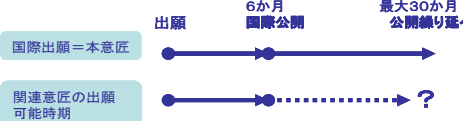
未保護の期間と早期審査着手



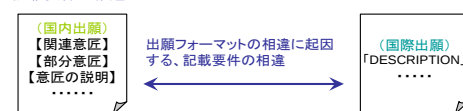
国内と国際、両出願間での関連意匠



関連意匠の出願可能時期



国内と国際、出願フォーマットの相違に起因する記載要件の相違



<国際登録に関する対応>

6. 国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について

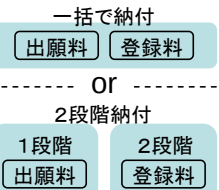
・我が国で登録された国際出願は、権利調査の利便性を考慮し、我が国においても意匠公報(英文)を発行し、公報の日本語訳や、日本語による公報検索を可能とする必要があるのではないかな。
・国際出願が我が国で登録された場合、国際登録簿にない質権等の扱いや裁判管轄の問題に関連して国内に登録簿を作成するか、作成する場合の、内容や法制上の位置づけ等について検討すべきではないかな。



7. 国際出願手数料について

個別指定手数料について、実費勘案の上徴収すべきではないかな。その際、2段階納付制を導入するならば、一括納付に慣れている海外ユーザーの利便性等にも留意しながら検討を行うべきではないかな。
国内出願については、単年納付できる余地を残すべきではないかな。
可能な限りユーザーの負担軽減につながるよう、複数意匠一出願の場合の料金設定も検討すべきではないかな。

手数料



<国際出願の環境に関する対応>

8. 国際出願において自己指定の容認することについて

自己指定できれば出願の利便性向上が図れる。国際出願ルートによる英語での出願があった場合であっても、現在の日本国特許庁の状況からすると、問題ないのではないかな。

本国指定の容認



9. 我が国が仲介官庁となることについて

ユーザーの国際出願時の利便性向上が図れる。送付手数料の額、方式要件チェックとアドバイスなどの具体的な受付業務とサービスについては詳細な検討が必要ではないかな。

仲介官庁



10. ロカルノ協定への加盟

国際調和と我が国ユーザーの海外出願時の利用を考慮し、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した際の先行意匠調査や権利調査の利便性を高めるためにも加盟する方向で検討すべきではないかな。

11. ヘーグ協定ジュネーブアクト未加盟国への働きかけについて

我が国ユーザーが国際出願を利用する有効性を高めるため、中国、韓国、米国、インド、インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、ロシア、ブラジル、フィリピンに対して加盟を働きかけるべきではないかな。これらのうち、現状でも我が国ユーザーによる出願が一定程度ある中国及び米国、アジア諸国へ優先して加盟を働きかけるべきではないかな。

